

スーパーコンピュータ「富岳」利用規則

国立研究開発法人理化学研究所
計算科学研究センター
(令和2年3月16日制定)
改正 令和3年2月4日
改正 令和7年1月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第7号）（以下「共用法」という。）に定められた国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）計算科学研究センター（以下「センター」という。）が管理・運用する超高速電子計算機（以下「富岳」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 富岳の利用は、共用法の目的に沿い、科学技術の振興に寄与するものでなければならない。

(利用資格)

第3条 富岳を利用し又は利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、共用法の定めに沿って、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国又は共用法第8条に定める登録施設利用促進機関（以下「登録機関」という。）によって選定・確認された研究課題を行う者
- (2) 富岳の安定運用のためのシステム調整、利用者の利用支援のための研究開発、データ科学・AI分野を含めた幅広い利用者の利用に資する高度化研究・利用支援、利用者の拡大、計算科学の先導的研究開発及び登録機関の利用支援課題等を行うために、計算科学研究センター長（以下「センター長」という。）が利用を認めた者

(サービスの提供)

第4条 センターは、利用者に対し、次の各号に掲げるサービスを提供し、利用者は、これを利用することができる。

- (1) 富岳の計算資源
 - (2) センターが用意したソフトウェア
 - (3) 富岳の利用に係る支援
 - (4) その他センターが追加したサービス
- 2 センターは、サービスの内容の一部又は全部について、随時変更できる。ただし、重要な変更を行う場合には、利用者に通知するものとする。

(利用者登録及び利用期間)

第5条 利用者は富岳の利用に際し、センター又は登録機関に所定の申請を行うものとする。

- 2 センター長は前項の申請を受け付け、利用資格等を確認できたときは、富岳を利用するためのアカウントを付与する。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、アカウントを付与しないことがある。
 - (1) 誓約書に違反した場合、または、同意しなかった場合
 - (2) 安全保障輸出管理に係る審査結果に基づき、利用が認められない場合
 - (3) 犯罪その他不当な目的による利用が疑われる場合
 - (4) 過去に不正行為や不適切行為などが認められ、富岳の利用に関して懸念がある場合
 - (5) 科学技術に資する活動以外の目的での利用が疑われる場合
 - (6) 前各号のほか、利用が適切でないと認められる場合
- 3 センター又は登録機関は前項のアカウントの付与を受け、利用者に利用登録の完了を通知するものとする。
- 4 アカウントの有効期限は、センター長又は登録機関が定める期間とする。
- 5 利用者は、アカウントの有効期間内において第1項の申請内容に変更が生じたときは、速やかにセンター又は登録機関に届け出なければならない。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、富岳の利用にあたり本規則を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、安全保障輸出管理に関する法令等の富岳の利用に適用される関係法令等に違反していないことを誓約するとともに、富岳の利用について責任を負わなければならない。
- 3 利用者は、富岳を利用した際の成果等の帰属及び利用成果の公表・報告について、研究所又は登録機関が定めるところに従わなくてはならない。
- 4 利用者は、アカウント等、富岳の利用に必要な情報を適切に管理し、不正利用の防止に努め、自らのアカウントに基づき生じるあらゆる活動について責任を負うものとし、研究所は利用者のアカウントへの不正アクセスについて責任を負わないものとする。
- 5 利用者は、第5条第1項の規定により申請した研究課題等以外のために富岳を利用してはならない。また、利用者本人以外の第三者に富岳を利用させてはならない。
- 6 利用者は、研究課題の申請書に記載したデータマネジメントプランに沿ってデータの公開に努めなければならない。
- 7 利用者は、富岳をインターネット上のITシステムとして適正に利用しなければならない。特に違法、有害なコンテンツを扱ってはならない。また、セキュリティ違反をもたらす行為を行ってはならない。さらに、ネットワークの不正使用を行ってはならない。

(利用料金)

第7条 利用者は、富岳を利用する場合、利用区分に応じて別に定める利用料金をセンターに支払わなければならない。

- 2 利用者は、センターの持込サーバー室等の施設、設備等を使用した場合に、個別に定める経費が生じたときは、その経費を支払わなければならない。

(利用の制限等)

第8条 センター長は、別に定めるところにより、利用者が本規則を遵守しているかを監視することができ、富岳の運用に支障をきたす恐れのある場合、利用者に対して、利用方法の改善を指示することができる。また、利用者はその指示に協力しなければならない。

- 2 利用者が前項に従わない場合、又は次の各号の一に該当したときは、センター長は富岳の利用承認の取り消し、又はその利用を停止させることができる。
 - (1) 本規則を遵守しなかったとき
 - (2) 富岳の利用にあたり、利用資格を喪失したとき
 - (3) センター又は登録機関に提出する書類に虚偽の記載があることが判明したとき
 - (4) アカウントの有効期限を過ぎたとき
 - (5) 利用料金を支払わないとき
 - (6) 第5条第2項各号の事由に該当することが判明したとき
 - (7) その他、センター長が富岳の運用に支障をきたすと判断するとき
- 3 センターは、富岳の安定運用を目的に、次の各号に掲げる措置を予告なしに実施できるものとする。
 - (1) 利用者のアカウントが第三者に利用されていると疑われる場合に、アカウントを一時停止
 - (2) 富岳に過負荷を与える恐れがあるプロセスが実行されていると疑われる場合に、該当プロセスを一時停止、又は停止
 - (3) その他、富岳の安定運用を維持するための処置

(富岳の停止)

第9条 センターは、やむを得ない場合について、利用者への予告なしに富岳の運用を停止することができる。

(研究所の免責)

- 第10条 富岳の利用において、利用者が損害を被った場合、又は利用者がその他富岳に関連して損害を被った場合、又は利用者が第三者に損害を与えた場合について、研究所は一切の責任及び負担を負わない。
- 2 富岳及び付属する施設・設備・機器等の故障等により、予定していた利用時間が減少、又は富岳を利用できなかったことに伴い利用者に被害が発生した場合において、研究所は一切の責任及び負担を負わない。
 - 3 安全保障輸出管理の対象となる、利用者が行う技術の提供については、利用者が責任をもって管理することとし、研究所は、当該規制への違反等に関しては、一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、富岳の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和3年2月4日に改正し、令和3年3月9日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に富岳共用前評価環境を利用している者については、令和3年3月31日（データ退避等のための移行期間が設けられる場合にはその期間の終期）までの間、改正後の第2条、第3条及び第7条の規定は適用せず、改正前の第2条及び第3条の規定は、なおその効力を有する。

附則

この規則は、令和7年1月31日に施行する。